



第 132 回養父市議会定例会における上程議案について

第 132 回養父市議会定例会において、追加議案として上程します。

- 1 議案 第 132 回養父市議会定例会追加議案送致目録のとおり。
- 2 その他 議案は全てメールで送信します。

【問合せ】

経営企画部 経営総務課 課長：和田 久仁彦 担当者：二位 紘樹
電話：079-662-3161

第132回養父市議会定例会 追加議案送致目録

令和8年3月25日

| 議案番号 | 案 件 名 |
|--------|--|
| 議案第28号 | 養父市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第29号 | 消防ポンプ自動車（CD-1型）の物品売買契約の変更について |
| 議案第30号 | 下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気）1工区請負契約の変更について |

提 案 理 由

| | |
|--------|--|
| 議案第28号 | 養父市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 理 由 | <p>本件は、令和8年人事院勧告に伴い、通勤手当について所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和8年4月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○距離に応じた区分（現行60km超→100km超、5km刻みで新たな区分を設定）を増やし、規則に委任○通勤のために有料駐車場を使用する場合、5,000円を上限に支給 |
| 議案第29号 | 消防ポンプ自動車（CD-1型）の物品売買契約の変更について |
| 理 由 | <p>本件は、消防ポンプ自動車（CD-1型）に係る物品売買契約を変更したいので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>【変更の概要】</p> <p>契約金額を51,040,000円から54,147,500円に3,107,500円増額する。変更の理由は、円滑な消防活動に必要な照明灯やホースカーなど消防ポンプ車の装備品の追加と設置するための艤装等を行うものである。</p> <p>また、道路運送車両法の改正に伴う保安基準の変更により、当初予定していたシャーシでは適合しなくなり、シャーシの変更を余儀なくされたことから、契約期間を令和8年3月31日から同年7月31日まで延長するものである。</p> |
| 議案第30号 | 下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気）1工区請負契約の変更について |
| 理 由 | <p>本件は、下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気）1工区に係る請負契約を変更したいので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。</p> <p>【変更の概要】</p> <p>契約金額を304,700,000円から346,090,800円に41,390,800円増額する。変更の理由は、現地精査の際に揚水ポンプ、室内排水が</p> |

ンプ、エンジン冷却水ポンプの劣化が確認されたため、ポンプ及びポンプに関連する制御盤の更新を行うものである。

議案第28号

養父市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第4項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ</u>て規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> | <p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ</u>、支給単位期間につき、<u>それぞれ次に定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p><u>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル未満である職員 1,000円</u></p> |

- イ 使用距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員 2,100円
- ウ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 2,900円
- エ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 3,700円
- オ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,500円
- カ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,800円
- キ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- ク 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
- ケ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円
- コ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円
- サ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
- シ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
- ス 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

セ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

ソ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

タ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

チ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

6 （略）

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 （略）

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 （略）

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 （略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第29号

消防ポンプ自動車（CD-1型）の物品売買契約の変更について

第128回養父市議会定例会において議決のあった議案第45号の消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得にかかる契約を下記のとおり変更しようとする。よって養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議決を求める。

令和8年3月25日提出

養父市長 大林 賢一

記

| 物 件 名 | 契 約 金 額 | 変 更 金 額 | 契 約 の 相 手 方 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|---|
| 消防ポンプ自動車（CD-1型） 2台 | 円 51,040,000 | 円 54,147,500 | 兵庫県朝来市和田山町玉置 461番地 有限会社西垣消防器具製作所 代表取締役 西垣 雅彰 |

消防ポンプ自動車（CD-1 型）の物品売買契約の変更について

- 1 物品番号 養防（7）第 1 号
- 2 件 名 消防ポンプ自動車購入事業
- 3 納入場所 養父市八鹿町八鹿地内
配置する場所等
養父市八鹿町八鹿 769 番地 2 養父市消防団 八鹿第 1 分団（下町）
養父市大屋町中 683 番地 養父市消防団大屋特設第 1 分団（中）
- 4 受注者 有限会社西垣消防器具製作所 代表取締役 西垣 雅彰
- 5 契約の経過

【当初契約】

- 契約日 令和 7 年 5 月 28 日仮契約締結 令和 7 年 6 月 16 日日本契約締結
- 工期 令和 7 年 6 月 16 日から令和 8 年 3 月 31 日
- 請負代金 51,040,000 円（税込）

【第 1 回変更契約】（今回提案）

- 契約予定日 令和 8 年 1 月 27 日仮契約締結、議決後に本契約
- 請負代金額の変更

【変更前】 51,040,000 円（うち消費税 4,640,000 円）

【変更後】 54,147,500 円（うち消費税 4,922,500 円）

3,107,500 円の増額（うち消費税 282,500 円）

- 工期の変更

【変更前】 工期 令和 7 年 6 月 16 日から令和 8 年 3 月 31 日

【変更後】 工期 令和 7 年 6 月 16 日から令和 8 年 7 月 31 日

令和 8 年 3 月 31 日を令和 8 年 7 月 31 日まで延長

6 変更理由

請負代金の変更については円滑な消防活動に必要な照明灯やホースカーなど装備品の追加と消防ポンプ自動車の艀装に係る費用を増額する。

工期の変更については、道路運送車両法等の改正に伴い、現行モデルのシャーシ入庫の遅れによるもの。

議案第30号

下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気）1工区 請負契約の変更について

第129回養父市議会定例会において議決のあった議案第59号の下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気）1工区に係る請負契約を下記のとおり変更しようとする。よって養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議決を求める。

令和8年3月25日提出

養父市長 大林 賢一

記

| 工事名 | 契約金額 | 変更金額 | 契約の相手方 |
|---------------------------------|------------------|------------------|---|
| 下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気）1工区 | 円 304,700,000 | 円 346,090,800 | 兵庫県丹波市氷上町谷村 897番地の1 株式会社双葉 代表取締役 角田 壽郎 |

下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気） 1 工区
請負契約の変更について

1 契約名等

- 工事名 下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気）
1 工区
- 工事場所 養父市 八鹿町下網場 地内
- 工事内容 機械 更新
No. 3 雨水ポンプ 1 台、No. 3 雨水ポンプ原動機 1 台
No. 3 減速機 1 台、空気圧縮機 2 台
電気 更新
雨水ポンプ設備コントロールセンタ 2 面、監視計装盤 1 面
雨水ポンプ設備補助継電器盤 2 面、直流電源盤 1 面

2 契約の経過

■当初契約

- 契約日 令和 7 年 9 月 10 日仮契約締結
令和 7 年 9 月 29 日に本契約締結
- 工期 令和 7 年 9 月 29 日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- 請負代金額 304,700,000 円（税込）

■第 1 回変更契約（今回提案）

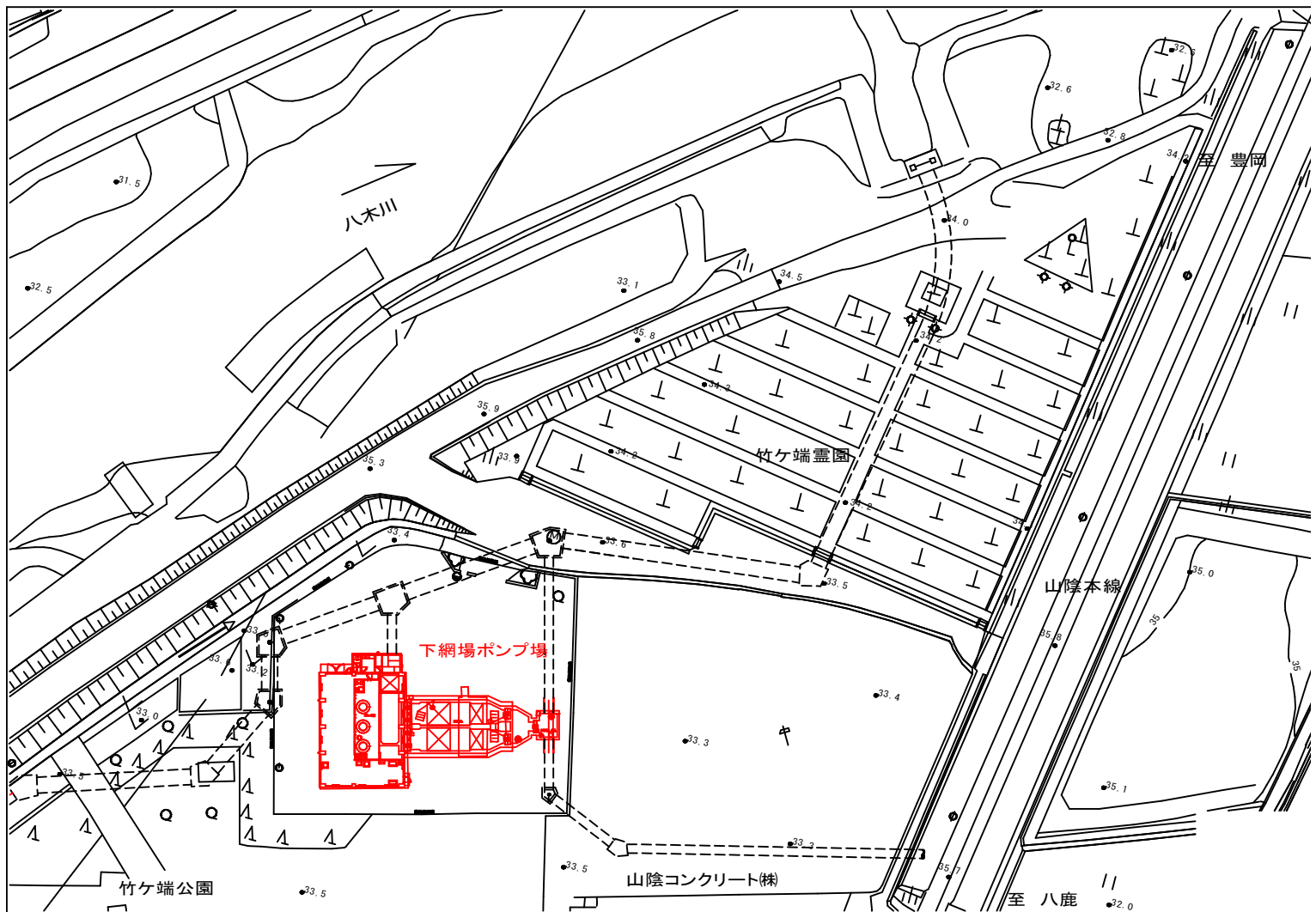
- 契約予定日 令和 8 年 2 月 27 日仮契約締結、議決後に本契約締結
- 工 期 令和 7 年 9 月 29 日から令和 9 年 3 月 26 日まで…変更なし
- 請負代金額 346,090,800 円（税込）…41,390,800 円の増額

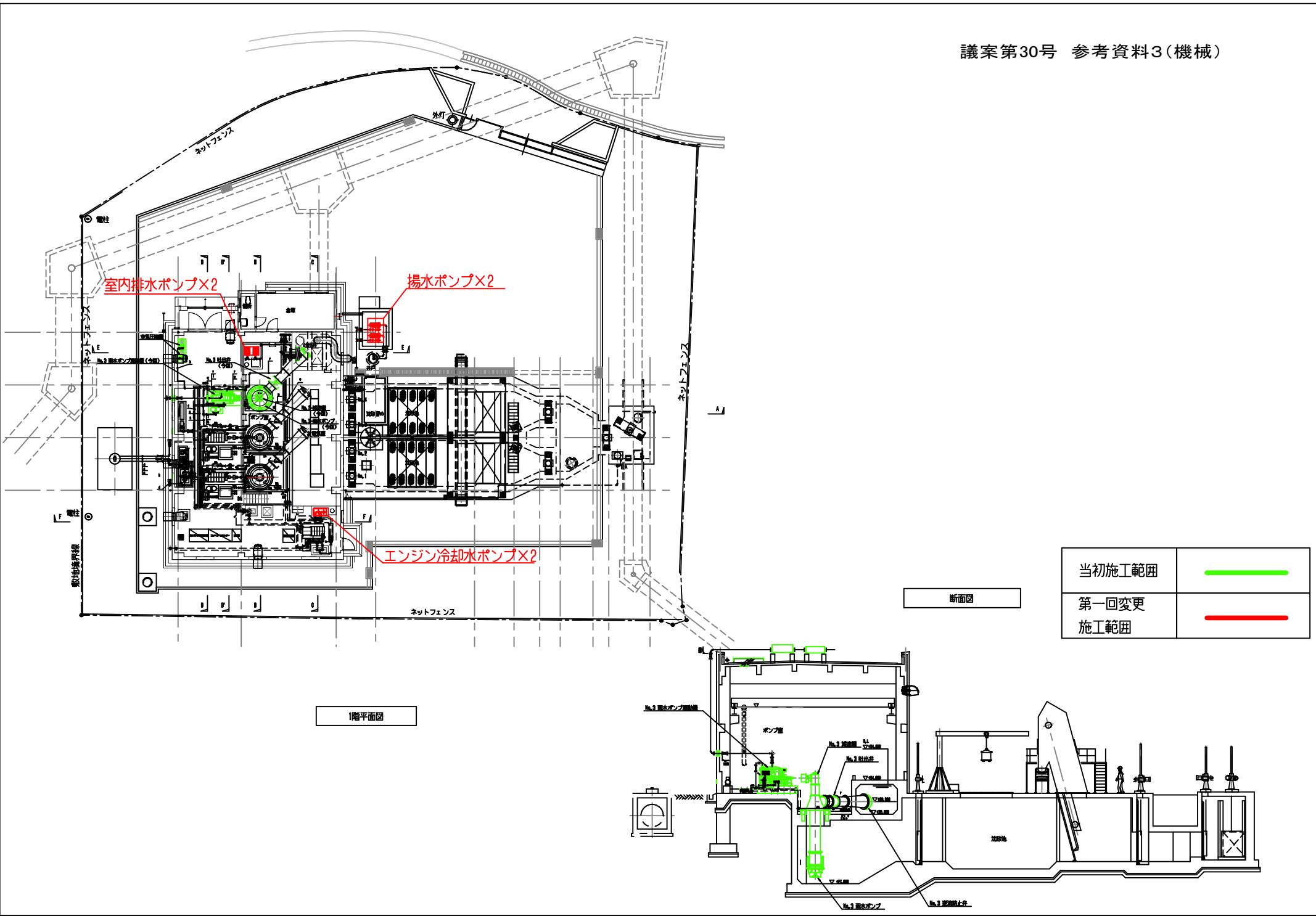
各年度の支払限度額、出来高予定額ともに

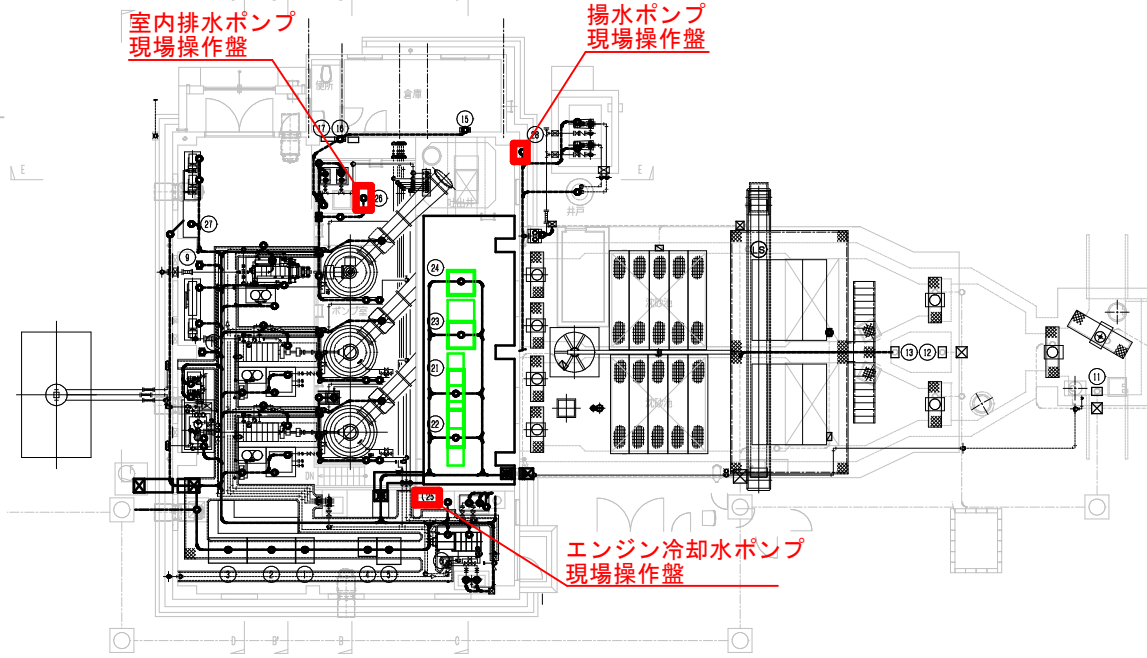
「令和 7 年度 196,526,000 円」とあるのを「令和 7 年度 0 円」に改める

「令和 8 年度 108,174,000 円」とあるのを「令和 8 年度 346,090,800 円」に改める

- 変更理由 現場精査の際に、揚水ポンプ・室内排水ポンプ・エンジン冷却水ポンプの劣化が確認され、機器が故障した場合、雨水ポンプが正常に作動しません。早急に更新を行い、雨水浸水の対策が必要なため追加を行うものとする。また、ポンプの更新に伴い関連する制御盤も合わせて更新を行う。

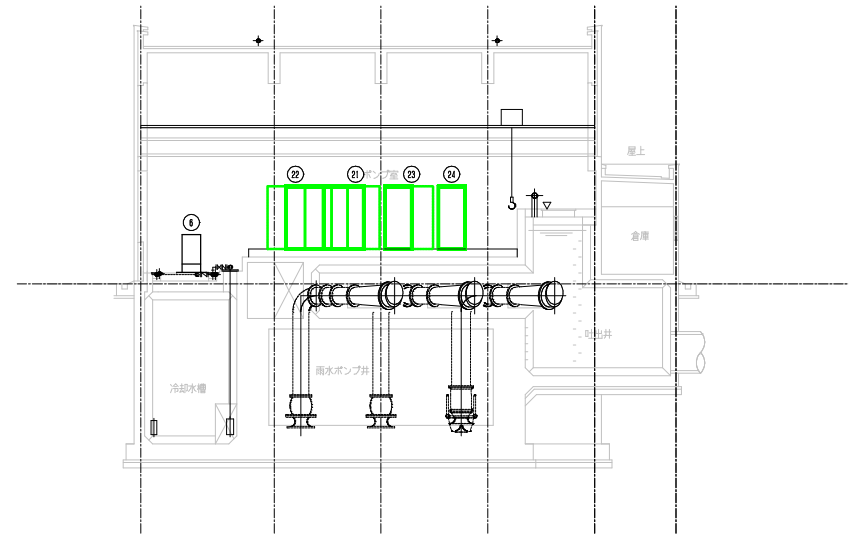






1階平面図

| | |
|---------------|--|
| 当初施工範囲 | |
| 第一回変更 施工範囲 | |



Y1 Y2 Y3 Y4 Y5

断面図